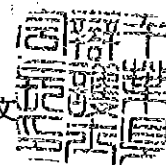


## 裁判員裁判に対する控訴審逆転判決を受けて

2011年3月31日

千葉県弁護士会

会長 市川清文



平成23年3月30日、東京高等裁判所は、裁判員裁判による第1審で無罪とされた事件における控訴審において、第1審判決を破棄して逆転有罪とする判決を言い渡した。

この事件は、日本人の被告人が国内に持ち込んだ荷物の中に覚せい剤が入っていたとして覚せい剤の営利目的輸入罪等に問われたものであり、被告人が荷物の中に覚せい剤が入っていたことの認識を有していたか否かが争われたものである。

平成22年6月22日、第1審千葉地方裁判所は、全国で初めて裁判員裁判での全面無罪判決を言い渡した。これは、裁判員も交えた上で無罪推定の原則等刑事裁判の基本原則に忠実な判断がなされた極めて意義のある判決であった。

検察官控訴にかかる本件控訴審は、検察官の新たな証拠調べ請求を却下したものの、被告人の捜査段階の供述調書を職権で証拠採用するなど第1審軽視の傾向が見られた。また、実質的に第1審と同じ証拠によりながら、裁判員を交えた第1審の判断を3人の職業裁判官のみによって覆したことは、裁判員制度の意義やその上訴制度について、改めてその限界と問題を提起したものである。

当会は裁判員制度について、争点の過度な絞り込み、証拠調べの制約、十分な打ち合わせ機会が確保されないことなど、被告弁護側に多くの手続上の困難を強いるものとして、その制度の抜本的な改善を求めてきたが、本件は、裁判員裁判における判決と控訴審との関係という点につき、重要な問題提起をしているものと言える。

当会は、全国的にもトップクラスの裁判員裁判事件数を抱える弁護士会として、引き続き被告人の防御権の行使のため努力するとともに、無罪判決に対する検察官上訴制度の是非も含め、裁判員制度の抱える問題点の検証等に全力をあげる所存である。

以上